



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

号外第60号 令和4年3月31日発行

## 目次

は県例規集登載  
【人事委員会規則】

番号	表	題	担当課名
----	---	---	------

		初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則 の一部を改正する規則	
--	--	-----------------------------------	--

		学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則 の一部を改正する規則	
--	--	------------------------------------	--

		管理職手当に関する規則の一部を改正する 規則	
--	--	---------------------------	--

		特地勤務手当等に関する規則の一部を改正 する規則	
--	--	-----------------------------	--

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

別表第一のイ 行政職給料表等級別職務区分表中

情報通信幹
職業技能幹

を

推進幹

に

推進幹
収用委員会事務局の次長

を

収用委員会事

局の次長

に「教育幹」や「創造幹」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長

森

俊 明

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六 二八）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「、これに準ずる学校及び特地学校」を「及びこれに準ずる学校」に改める。

「阿南市伊島小学校

別表第一の三級の項中

阿南市伊島中学校

を「美馬市木屋平小学校」に改め、同表

美馬市木屋平小学校」

」

の二級の項中「那賀町平谷小学校」を

「阿南市椿泊小学校

に改め、同表の一級の項中

那賀町平谷小学校」

阿南市椿泊小学校

三好市櫛生小学校

三好市吾橋小学校

三好市西祖谷中学校

上勝町上勝小学校

を「三好市櫛生小学校」に改める。

「三好市下名小学校

別表第二中「三好市下名小学校」を

三好市西祖谷中学校

に改める。

上勝町上勝小学校」

#### 附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた学校職員で、当該学校職員に係る改正後の第三条の規定に基づくへき地手当の月額（以下「施行日以後のへき地手当の月額」という。）が施行日の前日におけるへき地手当の月額（以下「施行日前のへき地手当の月額」という。）に達しないこととなるものについては、同条の規定にかかわらず、施行日以後当該学校職員が施行日の前日に勤務していた学校等に引き続き勤務する場合（当該学校等の移転があった場合を除く。）においては、施行日以後のへき地手当の月額が当該学校職員に係る施行日以前のへき地手当の月額に達する日の前日又は令和七年三月三十一日のいずれか早い日までの間、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則六 七五）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項職の欄中「部等の副部長（危機管理環境部、政策創造部及び農林水産部の副部長に限る（農林水産部の副部長にあつては、知事が指定する者に限る。））」を「

（区分が二種である者を除く。）」に改め、「農林水産総合技術支援センター所長」及び

「東部農林水産局長

「東部農林水産局長

「東部農林水産局長」を

「農林水産基盤整備局長」を削り、「東部農林水産局長」を

「東部農林水産局長

「東部農林水産局長

部等の副部長（区分が一種である者を除く。）」を「部等の副部長」に、「統括監（区分

が一種である者を除く。）」を「感染症・疾病予防統括監」に、「工業技術センター所長

「工業技術センター所長」を削り、「障がい者相談支援センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

「工業技術センター所長」を削り、「障がい者相談支援センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

「障がい者相談支援センター所長」を削り、「工業技術センター所長

附 則

副教育長	二種
教育次長	
総合教育センター所長	

を

副教育長	一種
教育次長	二種
総合教育センター所長	

に、

「東部農林水産局副局長」に改め、同表教育委員会

「東部農林水産局副局長」に改め、同表教育委員会

「東部農林水産局副局長」に改め、同表教育委員会

「東部農林水産局副局長」に改め、同表教育委員会

「東部農林水産局副局長」に改め、同表教育委員会

「東部農林水産局副局長」に改め、同表教育委員会

「東部農林水産局副局長」に改め、同表教育委員会

「東部農林水産局副局長」に改め、同表教育委員会

「東部農林水産局副局長」に改め、同表教育委員会

「東部農林水産局副局長」に改め、同表教育委員会

「東部農林水産局副局長」に改め、同表教育委員会

「東部農林水産局副局長」に改め、同表教育委員会

「東部農林水産局副局長」に改め、同表教育委員会

「東部農林水産局副局長」に改め、同表教育委員会

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則六 八八）の一部を次のように改正する。

別表中「西部総合県民局県土整備部東祖谷作業所」を  
「西部総合県民局県土整備部木屋  
美馬警察署木屋平駐在所

平詰所

谷作業所 に改め、「西部総合県民局県土整備部木屋平詰所」を削り、「美馬警察署木屋

平駐在所」を「美馬警察署脇町清水駐在所」に、「美馬警察署脇町清水駐在所」を「阿南  
警察署椿泊町駐在所」に改め、「阿南警察署椿泊町駐在所」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。